

**件名：**東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における国際放送センター・メインプレスセンターでのプロフォトショップ出店事業者募集要領

## 1. 概要

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）の大会期間中およびその前後に期間において、有明地区に所在する東京ビッグサイトにIBC（国際放送センター）・MPC（メインプレスセンター）を設ける。同施設において大会取材のため国内外から集まるメディア関係者（報道関係者、プロフェッショナルフォトグラファー、放送事業者）向けに、プロフォトショップとしてプロ仕様カメラ用品の販売（以下、「本業務」という。）を行う出店事業者を募集する。応募する事業者は、「2. 本業務の内容」を踏まえた上で提出資料を準備し、「3. 応募・事業者選定の手続等」に従って応募されたい。

## 2. 本業務の内容

### （1）出店事業者が行う業務内容

出店事業者は、以下に定める業務サービスを、利用者に対し有償にて提供すること。なお、下記①②の業務の提供は必須であり、③④の業務の提供は必須ではないが提供されることが望ましい。事業者は、応募に際して、下記①～④以外に提供可能な業務を提案することもできる（ただし、実際に提供する業務の内容については、出店事業者選定後、組織委員会と協議の上で決定する。）

- ① プロカメラ用品（アクセサリ含む）の販売 ※必須
- ② カスタマーサービス・アフターケア ※必須
- ③ プロビデオカメラ用品（アクセサリ含む）の販売
- ④ カメラ本体以外の専門用品の修理・保守サービス
- ⑤ ①～④以外に提供可能な業務

※③～⑤の提供の可否および内容については、事業者選定において考慮する。

### （2）店舗設置場所

東京ビッグサイト（1F 西展示ホール2）

所在地：〒135-0063 東京都江東区有明3丁目1-1

店舗スペース：仮設店舗スペース、既存諸室含め約128㎡（予定）

※実際の仮設店舗スペースの仕様については、出店事業者と協議の上で組織委員会が決定する。

※当該場所は、セキュリティエリアの中に存在するため、IOCあるいはIPCから正式に承認を受けたメディア関係者および大会運営関係者以外の立ち入りはできない機密性の高い場所であることに留意すること。

### （3）営業期間

下記期間②における営業は必須とする。期間①および期間③における営業は必須ではないが営業することが望ましい。実際の営業期間については、出店事業者選定後、組織委員会と協議の上で決定する。

#### 【オリンピック】

期間①：2020年6月24日（水）～7月13日（月） 計：20日間

期間②：2020年7月14日（火）～8月12日（水） 計：30日間 ※必須

#### 【パラリンピック】

期間③：2020年8月22日（月）～9月8日（火） 計：18日間

※いずれの期間も、土日祝を含む。

※期間①および③の営業の可否については、事業者選定において考慮する。

#### （４）営業時間

午前9時から午後6時までを必須の窓口の営業時間とする。事業者は、応募に際して、当該営業時間以外にも対応が可能な時間およびプランがある場合、提案することができる（ただし、実際の営業時間については、事業者選定後、組織委員会との協議の上で決定する。）

#### （５）販売価格・取扱商品

本施設は多忙を極めるメディア関係者をサポートする施設であるため、幅広い取扱商品の提供および迅速なサービス提供を行う必要がある。また、東京都内の相場にあった利用しやすい価格設定で本業務を提供する必要があり、店頭価格が存在する場合には、当該価格と同一にするか、それ未満とする。また、出店事業者は、利用者のニーズを考慮して取扱商品の提案を行うこととする。ただし、出店事業者は、東京2020パートナー企業（Panasonic、Canon）のカテゴリー商品を優先的に取り扱うことが求められ、具体的な取扱商品については、出店事業者選定後、組織委員会との協議の上で決定する。

#### （６）売上

本業務の売上は、出店事業者に帰属するものとする。組織委員会として損失補填、営業補償は行わない。組織委員会は、利用者からのクレームや請求への対応、出店事業者に生じた不利益又は損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとする。

#### （７）決済方法

現金決済（日本円）以外にクレジットカード（Visa）決済を受け付けること。但し、クレジットカード決済はVisaに限るものとし、他のブランドのクレジットカードを一切受け付けてはならない。

#### （８）経費の負担区分等

出店事業者の組織委員会に対する出店料、販売手数料等の支払いは発生しない。経費の負担区分については、次のとおりとする。

##### 組織委員会負担：

- ① 店舗スペース施工費用：壁、床、一般照明、電源等の内装（内装については、出店事業者選定後、組織委員会と協議の上で決定する。）

- ② 光熱費：店舗に係る光熱費
- ③ 館内空調：空調等は既存の設備のみ、現状での引き渡し。
- ④ 車両証・駐車許可証：配布枚数および方針については、決定後に通知する。

#### **出店事業者負担：**

- ① 人件費：本業務の遂行にあたり必要となる人件費は出店事業者の負担とする。
- ② 備品：店舗の運営に必要となる備品、通信回線は全て出店事業者の負担とする。出店事業者は東京2020パートナー企業のカテゴリー製品を優先的に使用することが求められる。また、利用者によるクレジットカード決済を可能にするため、東京2020大会が認める専用決済端末の配備（有償）が必要となる。
- ③ 搬入出費用：店舗の運営に必要となる備品、物品等の搬入出費用は出店事業者の負担とする。  
※その他、上記組織委員会負担とされていない出店や本業務の遂行にかかる一切の費用、特に仮設店舗のスペース整備、追加装飾等に関する費用および持ち込み可能な設備等の設置費用は出店事業者の負担とする。また、仮設店舗部分に特別な仕様を求める場合は、組織委員会の許可を得た上で、出店事業者負担にて別途費用が発生する。

### **(9) 店舗管理**

- ① 店舗内の管理、清掃は出店事業者側で行うこと。店舗内商品および持ち込み備品等は出店事業者側の責任にて管理すること。
- ② 無償提供された仮設店舗の撤収、撤去の義務は発生しない。ただし、出店事業者の希望により仮設店舗の仕様・内装に特別な措置をした場合には、出店事業者が当該部分の原状回復を行う。また、出店事業者側の故意又は過失によって仮設店舗および東京ビッグサイトの施設、備品、物品等を滅失、毀損、汚損した場合、出店事業者の費用負担をもって補償、修繕しなければならない。

## **3. 応募・出店事業者選定の手続等**

### **(1) 応募資格**

以下の条件を全て満たす事業者とする。

- ① 法人格を有していること。
- ② 安定した経営能力があり、優良なサービスの提供ができること。
- ③ 東京ビッグサイト内の店舗にて本業務を実施出来ること。
- ④ 日本語・英語の2か国語で利用者対応が可能であること。
- ⑤ 日本の法令、商慣習、IOC規約等を理解・遵守する意思と能力があること。
- ⑥ 過去に、アンブッシュマーケティング、不正/転売など、オリンピック憲章に違反する行為その他違法・不正行為に関与していないこと。
- ⑦ 自らおよび関係会社が暴力団、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではなく、役員および従業員が反社会的勢力の構成員（構成員であったときから5

年を経過しない者を含む。)でないこと。その他反社会的勢力との間で社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

※出店希望者が企業共同体として応募する場合、全体で上記要件を満たせば応募可能とする。この場合、幹事会社を選定し、幹事会社が提出必要書類を取りまとめて提出すること。ただし、①の要件は幹事会社について、⑤～⑦の要件は共同事業体を構成する全ての事業者について、具備される必要がある。

## (2) スケジュール

契約締結までのスケジュールは次に掲げる表の通りとする。(予定)

質問受付期限(事業者→組織委員会)	公募開始日～2019年2月15日(金)正午
質問への回答(組織委員会→事業者)	2019年2月20日(水)
応募資料提出期限(事業者→組織委員会)	2019年3月6日(水)正午
選定結果の通知(組織委員会→事業者)	2019年3月25日(月)
正式契約	2019年4月末頃(予定)

## (3) 業務に関する質問および回答

### ① 質問について

質問提出期限 2019年2月15日(金)正午まで

提出先：[mpc\\_koubo@tokyo2020.jp](mailto:mpc_koubo@tokyo2020.jp)

### ② 質問に対する回答について

質問に対する回答日時 2019年2月20日(水)(予定)

質問者および参加者に対してEmailにて回答。

## (4) 応募資料の提出

### ① 履歴事項全部証明書(正本)

※企業共同体として応募する場合は、構成する全ての事業者について

### ② 過去3年分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書の提出を必須とし、キャッシュフロー計算書の提出は任意とする。)

### ③ 納税証明書(その3の3)、本店所在地の法人事業税の納税証明書(提出時から3か月以内に発行されたもの)

### ④ 提案書概要フォーム(別添フォーマットによること)

### ⑤ その他参考資料

提出方法：①～⑤の書類データ(PDF形式)を下記の提出先へEmailにより送付すること。

提出期限：2019年3月6日(水)正午(必着)

提出先：[mpc\\_koubo@tokyo2020.jp](mailto:mpc_koubo@tokyo2020.jp)

#### **(5) 選定基準**

別紙「出店事業者選定評価表」参照のこと。

#### **(6) 選定方法**

書類のみにより選定審査を行う。選定審査の過程については公表しない。選定結果は応募者に後日通知する。

#### **(7) 応募内容に関するヒアリングについて**

原則として行わない。ただし、提案内容に疑義がある場合、組織委員会から問い合わせを行うことがある。

#### **(8) その他**

- ① 提出書類はいかなる場合であっても、返却しない。
- ② 出店事業者への募集に際して生じる費用は全て事業者の負担とし、組織委員会は一切の費用を負担しない。

### **4. 出店に関する留意点**

- (1) 本業務の受注において、マーケティング権およびスポンサー権は付与されない。スポンサー・ライセンスではない企業等が、自社の商品・サービス等の広告、宣伝あるいは商品・サービスそのものに、オリンピックに関する知的財産、オリンピックイメージ、日本代表選手団のイメージ等を無断使用することは、アンブッシュマーケティングとして不正使用となる。そのため、出店事業者としてそのような広告および宣伝をすることは禁止される。また、店舗内およびスタッフユニフォーム等に事業者名やブランド名を表示することは許可されない。詳細は、別記 1 および別記 2 を参照のこと。
- (2) 組織委員会が推進する持続可能性の確保（別記 3）について、十分な理解をし、計画および運営に反映させること。また、出店事業者は、「持続可能性の確保に向けた取組状況について」（チエックリスト）を記載・提出する必要がある。
- (3) 本要項に定めのない事項又は本要項の解釈に疑義が生じた事項については、組織委員会と出店事業者で協議することとする。
- (4) 出店事業者は、組織委員会が指定する秘密保持契約書を締結する必要がある。

#### **(別記 1) アンブッシュマーケティングの禁止およびスポンサー供給権の保護**

- (1) 出店事業者は、組織委員会より別途認められた場合を除き、出店事業者自身又は出店事業者の商品若しくはサービス（以下、総称して「出店事業者商品等」という。）と、本大会、オリンピックムーブメント又はパラリンピックムーブメントとを関連付けてはならず、かつ、そのように受け取られるおそれのある行為をしてはならない。
- (2) 出店事業者は、組織委員会より別途認められた場合を除き、出店事業者商品等が、組織委員会、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、日本オリンピック委員会又は日本パラリンピック委員会

(以下、総称して「組織委員会等」という。)のいずれかによる公式のものである旨、組織委員会等のいずれかにより選ばれたものである旨、組織委員会等のいずれかにより承認されたものである旨、組織委員会等のいずれかによる保証を受けたものである旨、組織委員会等のいずれかにより推奨されている旨、組織委員会等のいずれかによる同意を得たものである旨、その他これらに類する事実を表明してはならず、かつ、そのように受け取られるおそれがある行為をしてはならない。

(3) 出店事業者は、組織委員会等との関係又は本契約の内容および本契約の締結の事実について、出店事業者自身又は出店事業者商品等の広告・宣伝の目的を持って公表してはならず、かつ、そのように受け取られるおそれのある行為をしてはならない。

(4) 出店事業者は、本業務を遂行するに当たり、本大会のマーケティングパートナーの製品カテゴリーに含まれる製品又はサービスを必要とする場合には、法令で認められる限り、当該製品又はサービスの供給を受けなければならない。ただし、出店事業者は、マーケティングパートナーの製品又はサービスが本業務の仕様に照らし適切でないと考える場合には、事前に組織委員会の書面による承諾を得た上で、マーケティングパートナー以外の第三者の製品又はサービスの供給を受けることができる。

(5) 上記(4)の規定により、マーケティングパートナー以外の第三者(以下「非スポンサー」という。)の製品又はサービスの供給を受ける場合には、出店事業者は、法的に可能な限り、マスキングその他の方法により、当該非スポンサーの製品又はサービスのブランドが分からない形で供給を受けなければならない。かつ、当該非スポンサーとの契約において、上記(1)から上記(3)までに定める行為を禁止しなければならない。

※アンブッシュマーケティングとは、故意であるか否かを問わず、本大会のマーケティングパートナー以外の組織又は個人が、無断でオリンピック・パラリンピック競技大会の知的財産権(オリンピック・パラリンピックのシンボル、大会エンブレム、マスコット、ピクトグラム、大会名称、各オリンピック大会の静止画、動画、音声、楽曲、メダル、聖火リレープログラム等)を使用し、又はオリンピック・パラリンピック競技大会の知的財産との関連性を生み出すための手段を用いることをいう。

## **(別記2) 競技会場および非競技会場内に設備・備品等を設置する場合(クリーンベニュー)**

(1) 出店事業者は、本業務の遂行に用いる設備・備品等(以下「備品等」という。)のうち、組織委員会の指定するセキュアペリメーター(以下「本セキュアペリメーター」という。)内において使用又は設置するものに付されたロゴ、シンボル、エンブレム、製造者名その他の標章(以下「ロゴ等」という。)の表示は、組織委員会の定める「クリーンベニュー原則に関するガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)に従わなければならないことを理解し、確認する。

(2) 出店事業者は、本ガイドラインを遵守するため、本セキュアペリメーター内に使用又は設置する備品等が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該備品等の製造元および調達先が判別できないよう、当該備品等に付されたロゴ等にマスキング等を施した上で納入しなければならない。なお、本条項の定めと本ガイドラインとの内容に矛盾抵触があった場合には、出店事業者は、その限りで本ガイドラインの内容を優先して適用し、遵守しなければならない。

①当該備品等が非スポンサーから供給を受けたものである場合(別記1で定めるスポンサーの供給権の対象となるものであるか否かは問わない。)

- ②当該備品等がスポンサーから供給を受けたものである場合であって、当該備品等を競技が行われる区域又は当該区域から視認可能な区域に設置する場合。但し、計測装置や大型ディスプレイ等、競技や大会運営に必要なスポンサーの技術装置を除くが、当該装置のロゴ等の表示態様等については、予め組織委員会の承認を得なければならない。
- ③当該備品等がスポンサーから供給を受けたものである場合であって、当該備品等に付されたロゴ等が、著しく大きく表示されるなどして当該スポンサーが通常の取引に供する製品に付されている標準的な外観のものとは異なる場合
- (3) パートナーから供給を受ける備品等には、当該パートナー以外のいかなる第三者又は第三者の製品若しくはサービスに係るロゴ等をも付してはならない。
- ※クリーンベニューとは、すべての大会会場において、IOC が例外として認めたものを除き、いかなる商業、政治および宗教広告ないしメッセージが掲示されていない状態をいう。

### (別記3) 持続可能性の確保

組織委員会および出店事業者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行等への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進し、東京 2020 大会を持続可能な大会とするとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけていくものとする。出店事業者は、本契約の履行にあたり、組織委員会が別途定める「[持続可能性に配慮した運営計画第二版](#)」の内容の理解に努め、組織委員会の求めに対し可能な限り協力を行う。とりわけ、レジ袋等の使い捨てプラスチックについては、使用しない等の対策を検討する。また、「[持続可能性に配慮した調達コード](#)」（以下、「調達コード」という。）の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。出店事業者は、組織委員会の求めがある場合、自社における調達コードに関する遵守状況について報告しなければならない。なお、更なる確認が必要な場合には、組織委員会は出店事業者に対して、組織委員会が指定する第三者による監査を行うことができるものとする。ただし、出店事業者から監査に応じられない正当な理由が示される場合には、この限りではない。出店事業者は、自社における調達コードの不遵守があるとして組織委員会から改善を求められた場合、その事項について改善に取り組み、その結果を、組織委員会に報告しなければならない。

### 参考情報：IBC（国際放送センター）/MPC（メインプレスセンター）について

東京 2020 では世界各地から総勢 20,000 人以上のメディアが大会の取材、放送活動を行う。これらメディアにとって大会に関する各種情報の受発信基地となるのが、IBC（国際放送センター）と MPC（メインプレスセンター）である。IBC は、放送機関のオペレーションの拠点となり、世界中に配信される国際映像や音声信号の制作が行われ、各国の放送局が設けるオフィスやスタジオ設備が整備される。MPC は世界各国の新聞社、通信社等の取材、編集拠点となり、プレス各社のオフィスや記者やフォトグラファーが利用するワーキングルーム、記者会見室などが設置される。長時間にわたり大会の取材を行うメディア担当者をサポートする施設として、プロフォトショップ以外にも様々な情報やサービスの提供が求められている。